

農地法第3条申請書添付書類等一覧

	必要書類		備考	☑	
農地法第3条(許可申請)	農地法第3条許可申請書	3部	個人:1頁から5頁までを1部とする。法人:1頁から9頁を1部と		
	【添付書類等】				
	土地全部事項証明書	1部	原本、法務局で発行されたもの(3か月以内)		
	公図の写し	1部	熊谷市の資産税課、各行政センター税務係、もしくは法務局にて取得(3か月以内)、申請地位置を朱書きで明示		
	申請地の位置を示す地図	1部	申請地の位置がわかるもの、位置については朱書きで明示、住宅地図等利用		
	作付計画書	1部	所定様式あり		
	委任状(代理申請の場合)	1部	譲渡人、譲受人双方のもの		
	以下、必要に応じて添付(全て1部)				
	【場合によって必要とされる書類】				
	譲受人の住民票	個人	※譲受人が市外居住者の場合(3か月以内、マイナンバーの記載があるものは不可)		
	在留カードの写し 又は特別永住者証明書の写し	個人 法人	※所有権移転でありかつ、譲受人の国籍が日本ではない場合		
	貸借契約書の写し	個人 法人	※契約に解除条件を付して賃貸借又は使用貸借の設定をしようとする場合		
	現住所への推移が確認できる書類	個人 法人	※所有者の土地全部事項証明書の住所が現住所と異なる場合		
	市外農地の農地台帳	個人 法人	※譲受人が市外に農地を所有の場合		
	定款と株主名簿	法人	※農事組合法人の場合は組合員名簿		
地域との役割分担についての確約書	法人	※作成している場合			
農地所有適格法人と 関連事業者との関係を証明する書面	法人	※関連事業者がいる場合、農地所有適格法人が生産した農作物の購入についての契約書の写しなど			
その他、必要とされる書類	個人 法人	※申請の内容により、別途書類の提出をお願いすることがあります。 (営農計画書、損益計算書の写し、総会議事録の写し、申請者が権利を有する農地の位置図、通作経路図、仮登記や抵当権が設定されている場合、権利者の承諾書など)			
印鑑	申請書に押印(認印)がある場合は、捨印による訂正が可能です。 申請書に押印しない場合は、譲渡人及び譲受人双方の運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード又は特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写しを提出してください。				
参考事項	農地法第3条許可は、農地を農地として権利の設定、移転することについて許可を受けるものです。 受付の締切は毎月月末です。				

●お問い合わせ 熊谷市農業委員会事務局(妻沼庁舎) 電話 048-588-9985